

税の申告はお済みですか？

「市民税・都民税」、「所得税」の申告書は
3月17日(月)までに提出を。

「市民税・都民税」の申告書は市役所へ、「所得税」の確定申告書は東村山税務署へ、いずれも3月17日(月)までに提出してください(土曜・日曜日はお休みです)。なお、東村山税務署では、確定申告書を郵送でも受け付けています。

市民税・都民税

申告と相談は市役所課税課

市民税係 ☎470・7777
(内線23333~23337)

※土曜・日曜日はお休みです。

市民税・都民税の申告が必要な方

- (1) 26年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
- (2) 給与所得者で、次のいずれかに該当する方
 - ① 勤務先から市役所へ給与の必要がない方が
 - ② 25年中に退職し、26年1月1日現在就職していない方
 - ③ 給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方は確定申告をする必要がありませんが、

市民税・都民税では申告をする必要がありません

(3) 26年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

市民税・都民税の申告の必要がない方

- (1) 前記「申告が必要な方」の(1)~(3)に該当する方で、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
- (2) 給与所得者で給与以外に所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方
- (3) 給与所得者の妻などで、

所得税

申告と相談は東村山税務署へ

〒189-8555、東村山市本町1-20-22、
☎042-394-6811
※音声案内に沿って番号を選択してください。
※土曜・日曜日はお休みです。

所得税の確定申告が必要な方

- (1) 事業を営んでいる方、不動産所得などがある方、土地・建物などやゴルフ会員権、株式などを譲渡した方などで、25年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかると住宅借入金等特別控除額の合計額より多い方
- (2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
 - ① 給与の収入金額が200万円を超える方
 - ② 各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
 - ③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方

居などの申請時に税証明が必要になる場合があります。申告がない場合は、税証明発行に時間がかかる場合がありますので、受付期間中に申告をお願いいたします。

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費・寄附金などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税・後期高齢者医療制度の保険料介護保険料・国民年金で前年中に支払った領収書など▼認め印

市役所でも確定申告書を提出できます

市役所でお受けする確定申告書作成の相談は、給与や年金のみの収入の方などが対象です。営業収入や不動産収入、土地などの譲渡による収入があった方は、提出のみ受け付けます。

26年度課税(非課税)証明書の発行

26年度(25年分所得)の課税(非課税)証明書の発行は、当初課税決定後になります。毎月の給与から市民税・都民税が差し引かれる方(個人納付分のない方)は5月12日(月)、そのほかの方は6月10日(火)以降を予定しています。

確定申告の必要性がない方

- (1) 医療費を多く支払った
- (2) 寄附をした方
- (3) ローンを組んで住宅を購入した方
- (4) 年の途中で退職し、再就職しなかった方
- (5) 災害や盗難にあった方
- (6) 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- (7) 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないことになっている方

バイクや軽自動車などの廃車手続きなどはお済みですか？

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方に課税されます。使用しなくなった方、所有者が替わったバイク・軽自動車などは、4月1日(火)までに次の各取扱窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。

軽自動車税Q&A

Q 軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきますが、もう2~3年前から所有していません。どうしたらよいですか。
A 軽自動車税は、その年の4月1日現在で登録されている方に課税されます。今は使用していませんが、廃車手続きをしないと、登録されたままになります。原動機付自転車・小型特殊自動車をお持ちの場合は、標識(ナンバープレート)を課税課(市役所2階)に持参して廃車手続きを行ってください。また、盗

取扱窓口

◎125cc以下のバイク・小型特殊自動車Ⅱ課税課(市役所2階)
◎125ccを超えるバイクⅡ多摩自動車検査登録事務所(国立市北3-30-3、☎050-5540-2033)
◎軽自動車Ⅱ軽自動車検査協会多摩支所(府中市朝日町3-16-22、☎042-358-3581)

難や紛失などで標識が持参できない場合には、その旨を申し出てください。
Q バイク(125cc以下)が盗まれました。どんな手続きをしたらよいですか。
A ①警察署にバイク盗難の被害届を出してください。
②届け出をした警察署名、届け出年月日、届け出受理番号を控えた上で、認め印、標識交付証明書を持参して市課税課(市役所2階)で廃車手続きをしてください。警察署に盗難届を出しただけでは登録抹消されません。必ず市役所で廃車手続きをしてください。
③手続き完了後、廃車証明書を交付します。④その後バイクが見つかった場合は、廃車証明書を持参して再登録の手続きをしてください。盗難前のナンバープレートは廃車していただきますので、使用できません。そのほかの車両については、左表をご覧ください。各取扱窓口に必要書類などを確認の上、廃車手続きを行ってください。

軽自動車などの税額と申告(手続き)場所

車両の種類	税額	申告(手続き)場所		
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	東久留米市役所課税課市民税係 ☎042・470・7777 (内線2331~2332)		
	総排気量 90cc以下			
	総排気量 125cc以下			
	ミニカー 50cc以下			
小型特殊自動車	農耕用	軽自動車検査協会多摩支所 〒183-0003 府中市朝日町3-16-22 ☎042・358・1411		
	その他			
軽自動車	三輪	3,100円	関東運輸局東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 〒186-0001 国立市北3-30-3 ☎050・5540・2033	
				四輪乗用
	自家用	7,200円		
	四輪貨物	営業用		3,000円
		自家用		4,000円
二輪	2,400円			
二輪の小型自動車	4,000円			